

新型コロナウイルス感染症対策パワーアップ資金利子補給事業事務費補助金交付要綱
(リアルタイム方式)

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症対策パワーアップ資金の利子補給事業を行う金融機関に対して当該事業に要する経費の補助を行い、早期かつ円滑な利子補給を実施することにより、県内に事業所等を有する中小企業者の事業の振興及び経営の安定化を図るため、新型コロナウイルス感染症対策パワーアップ資金利子補給事業事務費補助金（以下「事務費補助金」という。）を交付することについて、栃木県補助金等交付規則（昭和33年栃木県規則第33号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 新型コロナウイルス感染症対策パワーアップ資金（以下「当該制度融資」という。）を実行し、当該制度融資に係る利子補給について、事業者から利子を徴収せず知事から事後補給を受ける（いわゆるリアルタイム方式で利子補給を行う）取扱金融機関

(交付対象経費)

第3条 事務費補助金の対象となる経費は次の各号のとおりとする。

- 一 新型コロナウイルス感染症対策パワーアップ資金利子補給補助金（以下「利子補給補助金」という。）の交付申請に要する経費（利子補給補助金の交付申請（上半期分及び下半期分）ごとに、交付申請書兼実績報告書に添付する補助対象利子補給制度対象者一覧に記載のある融資1件につき1,200円とする。）
- 二 当該制度融資に係る利子補給をリアルタイム方式で行うために要するシステム改修費（補助率は定額とする。）

2 前項第二号の経費を申請しようとする金融機関は、事前に知事に対して協議を行うものとする。

(交付の申請)

第4条 事務費補助金の交付を受けようとする金融機関（以下「申請者」という。）は、交付申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

- 2 前条第1項第一号にかかる申請については、利子補給補助金の交付申請と併せて提出するものとする。
- 3 知事は、前項までの規定にかかわらず、必要に応じて関係書類等の提出を求めることができる。

(交付決定の通知)

第5条 知事は、前条に基づく交付申請書の提出があった場合には、当該交付申請書の内容を審査し、事務費補助金を交付すべきものと認めたときは交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 規則第13条に定める実績報告については、実績報告書（様式第3号）により行うものとする。

2 第3条第1項第一号に係る経費については、実績報告書の提出を省略するものとする。

(額の確定)

第7条 知事は、規則第16条に基づき額の確定をしたときは、その旨を額の確定通知（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 申請者は、事務費補助金の交付の請求をする場合は、交付請求書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、交付請求書の提出があった場合には、速やかに申請者に対して事務費補助金を交付するものとする。

(財産処分の制限)

第9条 規則第24条に規定する財産及び処分制限期間は次のとおりとする。

| 処分を制限する財産の名称 | 処分制限期間 |
|--------------|--------|
| ソフトウェア | 5年 |

(補給金等の返還等)

第10条 知事は、申請者が、次の各号にいずれかに該当したときは、事務費補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した事務費補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- 一 当該事務費補助金を目的以外に使用したとき。
- 二 虚偽その他不正な手段により事務費補助金の交付を受けたとき。
- 三 規則又はこの要綱に定める事項に違反したとき。

(書類の保存)

第11条 申請者は、本補助事業に関する書類を事業期間終了後5年間は保存しなければならない。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、事務費補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（令和2年5月1日）
この要綱は、令和2年5月1日から施行する。